

都市空間の火葬場にみられる社会的・空間的周縁性

——近代期以降の大阪市域における立地の変遷と種々の語りに着目して——

松尾卓磨*

I. はじめに

1. 問題の所在

2012年度、日本全国で行われた火葬の件数は131万5,684件であった。一方、土葬の件数は570件¹⁾と死亡者に適用される葬法としては火葬が圧倒的多数を占めている。このように現在一般的な葬法となっている火葬は近代期以降に全国的に、とりわけ都市部において急激に普及するのだが、その火葬と不可分の関係にあるものが火葬場である。

言うまでもなく火葬の歴史は火葬場の歴史であり、火葬と同様に火葬場も地域性を有し時代の流れに合わせてその形態や立地に大きな変化があった。中でも近世の城下町の系譜を受け継ぎつつ近代期以降都市構造のほか様々な面で不断の更新を重ねる東京や大阪といった大都市においては、火葬場が近代化・都市化を推し進める上で大きな役割を果たしていた。

そもそも人口の集中と人家の輻輳を前提とした大都市では、その前提ゆえに死亡者数の増大とその“処理”という社会的課題に直面せざるを得ない。“理想的”な都市生活や都

市構造を構築するために遺体の処理方法には合理性が求められ、それを体現した近代的火葬場が1つの都市施設として積極的に導入されてゆくことは当然の成り行きであった。またそれは裏を返せば火葬場が都市には欠かせぬ施設として位置づけられ、その機能を果たしてゆくことも意味していた。

こうした背景を有した近代期以降の火葬場には「都市には欠かせぬ施設」というその必要性から生じる肯定的側面とは別に、真逆とも言える否定的側面があった。その否定的側面とは、火葬場が「迷惑施設」の1つとして認識されてきた事実表れている。都市社会にとってその不可欠性が認知されているにもかかわらず、一方で多くの人々にとっては身近な生活空間に火葬場が存在することは受け入れがたかったのである。こうした社会的に構築された否定的な眼差しが一種の周縁性として火葬場に付与されてきたと言える。

2. 研究目的と方法

都市に欠かせぬ施設としての位置づけ、社会的周縁性の付帯、この2つの大きな要素を持ち合わせた都市部の火葬場は、都市空間内においていかに地理的に現象してきたの

* 大阪市立大学大学院文学研究科・院生

キーワード：火葬場、都市空間、社会的周縁性、大阪市

Key words：Crematory, Urban Space, Social Marginality, Osaka City

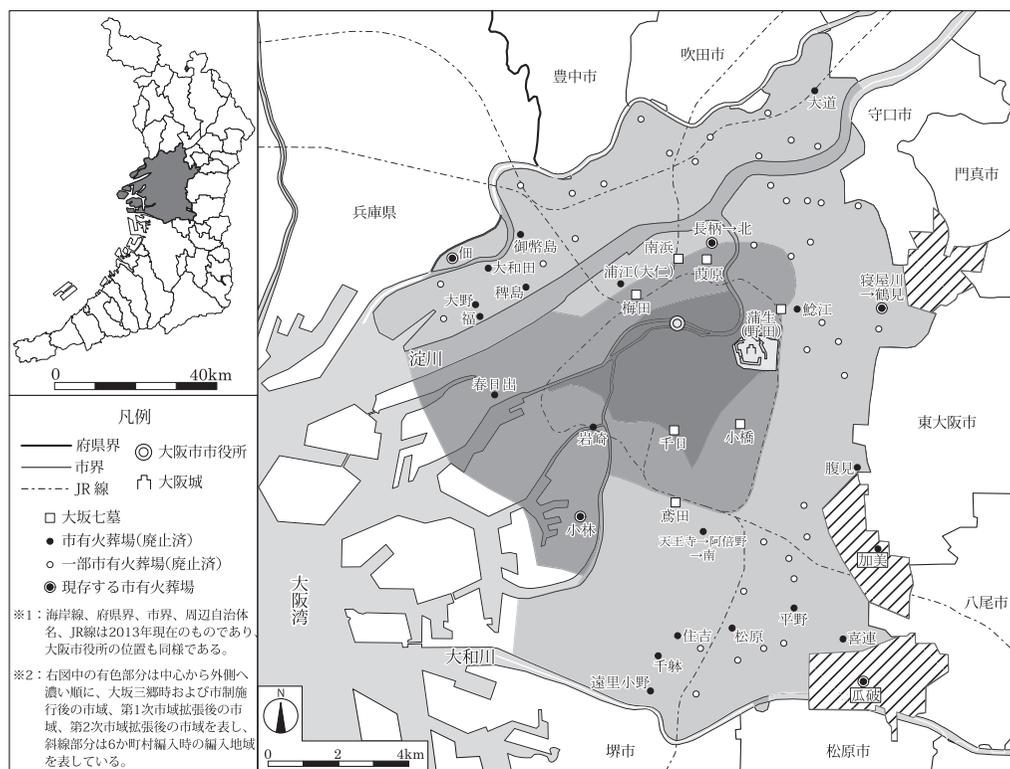
うか。本研究の目的は、火葬場に対する社会的周縁性の付与と解することができる心象や語り、そして立地の歴史的経過を詳細に検討しながら上記の疑問を明らかにすることである。

またこの研究目的に関連する一節として、水内ほか（2008）では「近代期を通じて周縁的な場所が、いつ、どこに、そしてどのように構築されていくかは個別に検討する必要があると同時に、近代の都市誌を叙述する上でも大きな課題となるにちがいない²⁾」という指摘がなされている。近代期を対象として火葬場という「周縁的な場所」の構築過程の一端について論じる本研究は、水内ほか（2008）

で提示された課題に部分的に回答するものであると言える。

本研究において対象とする都市大阪において政治的、経済的、そして地理的に中心的位置にあるのは大阪市である（第1図）。20世紀初頭以来、大阪市域内とその外縁部に存した大多数の火葬場の管理は民間企業ではなく、主として大阪市によって担われてきた。そのため火葬場の管理のみならずその施設形態や配置の点においても大阪市の意向が強く反映されてきたと言える。

この大阪市によって実施されてきた火葬場の新規建設や廃止、複数の火葬場の統合など



第1図 大阪市域に存在する（存在した）市有および一部市有の火葬場

※市域は『新修大阪市史第8巻現代1』（新修大阪市史編纂委員会編、大阪市、1992）78頁付図より作成。

※火葬場の位置は「墓地及火葬場」（『墓地火葬場整理重要綴 明治40年～昭和9年』、大阪市立公文書館所蔵、所収）及び大阪市発行の各年『大阪市統計書』に記載の火葬場名を参考とした。



第2図 大阪市立佃斎場の外観

※出典：大阪市ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000010/10145/tukugaikan.jpg> (2016年07月06日最終閲覧)。

といった火葬場整理の歴史的帰結は、2013年の段階では第1図に示した立地として現出している。第1図から明らかなおり2013年末現在、大阪市所有の5か所の火葬場のうち北³⁾を除いた佃(第2図)、鶴見、小林、瓜破の4か所はいずれも市域周辺部に位置している。この4か所の火葬場は現在の大阪地域の四方に分散しており、例外的な北を加えてもその位置はそれぞれ近接しておらず、火葬の機能を1か所に集中させないことを目指した大阪市の意向の存在を推測することができる。

大阪地域とその外縁部における火葬場の立地の変遷を詳細に記述するために明治期以降の古地図や統計書等を参照し、本研究では特に火葬場の数や立地の点で変化が大きかった明治維新後の1870年代前半から1960年代後半の約90年間を時間軸として設定している。また、社会的周縁性の付与や市域周辺部への配置に強く影響を及ぼしたと考えられる行政や公人の意思を汲み取るために自治体史誌や議会議事録、公文書、新聞記事等に記載の様々な記述を参考としている。

さて、火葬場に焦点を絞り既往の研究を見返すならば、その蓄積は一定程度果たされていると言える。特に浅香勝輔、八木澤壮一は火葬場に関する研究成果を数多く発表しており、両氏を筆頭とした共同研究には火葬場という場所それ自体の総合的な史的研究⁴⁾や個別の火葬場の現状把握・歴史について論じる研究⁵⁾、そして伝染病等に着目し社会情勢に照らし合わせながら火葬場について論じる研究⁶⁾などがある。また、地理学的な研究であれば広域地域(瀬戸内)に点在する火葬場の包括的な把握を試みたものがあり⁷⁾、浅香と八木澤以外にも沖縄県に所在する火葬場の個別の設立史を明らかにした近藤の研究がある⁸⁾。

このように火葬場について論じた研究はいくつか散見することができるが、個別の火葬場を対象としている研究が多いということは否めない。先述したように、よりよき都市社会を創造するために火葬場が欠かせぬ施設であったのであれば、都市空間と火葬場を結びつけ、個別の火葬場ではなく複数の火葬場を包括的に把握する研究事例が求められる。また地理学においては周知のとおり都市について論じる研究は枚挙にいとまがないが、その中で複数の火葬場を俯瞰し、それらの面的な広がりや巨視的に把握する研究事例は管見の限り見当たらない。よって複数の火葬場を全体的に把握する研究事例、都市空間の火葬場の面的な広がりや地理学的な文脈で考察した研究事例、これらが僅少であるという実情から、それを埋め合わせる研究事例の必要性は高いものであると言える。そこで本研究では地理学・火葬場研究双方の幅をさらに広げるために、地理学的な文脈で都市空間に位置する複数の火葬場の全体的把握を試み、上記の

必要性を満たしたい。

以上のような問題背景と目的のもと次章以降では以下の構成に基づき議論を進める。まず第Ⅱ章では明治維新前後の大坂から大正末期の「大大阪」に至るまでの都市大阪の火葬場史について記述を行う。続く第Ⅲ章では第2次市域拡張を経た昭和期以降の火葬場史をたどりつつ、本格的に始動する火葬場整理の過程を追い、その中で幾度となく確認することができる火葬場への社会的周縁性の付与ととれる人々の語りを複数紹介する。そして第Ⅳ章では第Ⅱ・Ⅲ章で明らかにした事実と加えた検討を総括し、本節で述べたいいくつかの目的に適う結論を提示する。最後に第Ⅴ章では本研究全体の議論の中で浮かび上がった課題について述べたい。

Ⅱ. 明治・大正期——大阪市誕生前後期における火葬場整理への着手

1. 大阪市成立以前での火葬場の移転

明治維新前の大坂の市街地を表わす言葉に「大坂市中」があり、大坂市中の歴史的段階の1つとして「大坂三郷」があった⁹⁾。この大坂三郷では盆の時期に7か所の墓所へ赴き、無縁の仏を回向する年中行事が行われていた¹⁰⁾。このとき回る梅田、南浜、葎原、小橋、鳶田、千日、蒲生(野田)の7か所の墓所は総称して「大坂七墓」と呼ばれ、いずれの墓所にも焼き場(火葬場)が併置されていた¹¹⁾。大坂七墓の位置と大坂三郷の範囲は第1図に示したとおりで、七墓のうち千日以外は大坂三郷の範囲外に立地していたことがわかる。また千日も当時の市街地の外縁部に位置していると言えるだろう。近世の城下町大坂において社会的周縁性を有した施設は

空間的な配置にもその周縁性が反映されており¹²⁾、この構図の中に大坂七墓も組み込まれていた。それゆえに七墓に併設されていた火葬場も同様に社会的な周縁性を有し、空間的な配置がその周縁性を如実に表している。

1873年7月、太政官布告第253号により全国で火葬が禁止される。このいわゆる火葬禁止令により火葬場も廃止を迫られた。この大号令には明治政府の神道国教化政策が深く関係しており、「幕藩体制下で国教的な扱いをうけてきた仏教を圧迫するため」¹³⁾の1つの手段として仏葬である火葬を禁止したのであった。例に漏れず大阪においても火葬は禁止され大阪府は大坂七墓と合わせて火葬場を廃止したのであった。

そして大阪府はこの火葬禁止という事態に対処するため当時の東成郡天王寺村、西成郡長柄村、西成郡岩崎新田の3か所で埋葬地の造成に着手し、それぞれの埋葬地で1874年5月、同年9月、翌1875年3月から埋葬を開始する。しかし、火葬禁止直後から懸念されていた都市部での埋葬地不足が案の定現実のものとなり¹⁴⁾、2年後の1875年5月の太政官布告第89号をもって禁止令は撤廃され火葬が解禁されることとなった。

この火葬解禁を受けて1875年7月に吉田吉次郎ほか7名が火葬の営業を出願すると、大阪府は天王寺、長柄、岩崎に造成した3か所の埋葬地のみと場所を限定して営業を許可し、彼らは住友家支配人の広瀬宰平の出資を得て「八弘社」を設立する。こうして当時の大阪中心部における埋火葬業への参画に口火を切った八弘社は既存の天王寺、長柄、岩崎の各埋葬地の一部の払下げを受け、各所に火葬場を建設し業務を開始したのであった¹⁵⁾。

火葬禁止時には制度上火葬件数が「0」で

あったと考えられるが、火葬解禁後の大阪においては火葬への切り替えが急速に進み同時に火葬場の需要も増大したと考えられる。というのも当時の新聞記事には「追々火葬が殖て埋葬が減じより彼広漠たる埋葬地は最早不用」¹⁶⁾ (引用原文中の旧字体は新字体に変換。以下同じ。) となったことを受け、八弘社が埋葬地の一部を畑地に転用したということや、「近来火葬の流行するせえか西成郡長柄村の埋葬地は空しく不用に属せしたるやうの姿」¹⁷⁾ について報じられている。もっとも、火葬への移行が円滑に進んだがゆえに生じた問題もある。「臭煙殊に甚しくて近傍の人民は之に忍へ兼ね苦情を申し立る」¹⁸⁾、「岩崎新田の火葬場は其臭気甚しければ近辺の者毎度苦情を鳴して居る中に川口居留地の外国人は猶更不平を抱き」¹⁹⁾ などと、火葬場からの臭気・臭煙に苦情が寄せられていた事実を確認することができる。

2. 市域・市街地の拡大に伴う火葬場の整理

1889年4月に大阪市の市制が施行されるが、当時既に商工業の発達および人口の増加が著しく進行していたため早々に市域の狭隘さが問題化しつつあった。さらに大阪市が計画する水道工事や築港工事に至っては市外の土地をもその対象として含んでいたため、近接する町村との合併を避けて通ることができなかった。それゆえ1897年に周辺の28か町村を編入し1度目の市域拡張(第1次市域拡張)を実施する²⁰⁾。市制を施行し市域拡張を行ってもなお市内の埋火葬業は八弘社による独占体制が維持され、当社は1905年10月に浦江(大仁)の買取を行うなどして事業を拡大しつつあった。

しかし、市制施行以来20年近い年月を経て大阪市は方針を転換し、埋火葬業の公共性を

根拠として行政がこれを担うことの妥当性を説き1907年2月に大阪八弘株式会社の営業権、動産・不動産等を買収し埋火葬業を継承した²¹⁾。買収時大阪市は天王寺、長柄、岩崎、浦江²²⁾の4火葬場を引き継いだのだが、同じ年に大阪府知事から岩崎廃止の命令が出されている。その理由の1つには「所在地の著しき発展」が挙げられ、1914年に岩崎、1916年に浦江と相次いで火葬場を廃止している²³⁾。

市営の火葬場が4か所のみであったにもかかわらず火炉が40基の岩崎と26基の浦江を廃止するということは、当然他の火葬場の負担を増大させたと推測することができる。そのため大阪市は岩崎や浦江を廃止する以前の1912年2月には既に「之(岩崎)ニ代フヘキ適当ノ火葬場ナク市民ノ不便尠カラサルヲ以テ新ニ」²⁴⁾ (引用文中の補足は筆者による。以下同じ。) 小林新設の案を提出していた。「南ト北トニハ火葬場ガアリマスケレドモ、西南ノ方面ニ於キマシテハ実に不便極マッテ居ルノデゴザイマス、是レハ大阪市ノ西南地方ニ於テハ最モ必要」²⁵⁾ であるという声が聞かれていたことから、市西部での火葬場の建設が望まれていたという当時の状況を窺い知ることができる。そして結果としては1913年6月に火炉51基の小林が開設されたのであった²⁶⁾。

大阪市が大阪八弘株式会社より火葬業を引き継いだあとの1909年には早くも火葬場移転の必要性を説く語りがあった。それは当時「大阪時事新報社」で新聞記者をしていた岡島松次郎によって著された『大阪市政の将来』に確認することができる。岡島は監獄や遊廓、寺院などを移転すべきと自論を展開する中で、当時大阪市が所有していた長柄、阿部野(ママ)(=阿倍野。天王寺を指す。)、大仁(=

浦江)の各火葬場について以下のように言及している。

「大仁及び長柄は新淀川を越えて向側に移転するの止むなきに至つて居る、此兩地は今や工業地として益々発達しつゝ、あれば衛生の見地より尙た経済の点より速かに移転の計画を成すべきだ、阿部野(ママ)は前二者の如く急速の実行を要せざるも付近の人家稠密に随ひ早晚移転の余儀なきに至れるべきは火を睹るよりも瞭らかなることだ」²⁷⁾

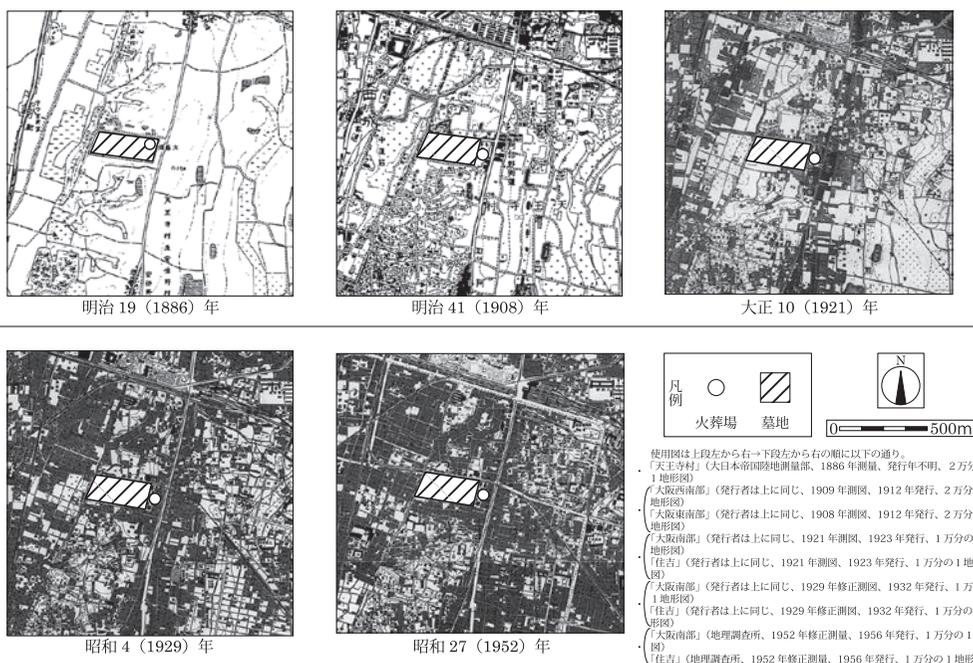
新聞記者の立場から大阪市北部の浦江と長柄、南部の天王寺の移転の必要性を指摘しており、実際に浦江は廃止され、天王寺も約50年の時を経た後に最東南部の瓜破へと移

転されている。

岡島の語りと合わせて同時期の天王寺の周辺の様子を確認するため『衛生視察記』の「八弘火葬場」という項目を参照する。大阪市によって八弘社が買収される前年の1906年5月に筆者である佐武伸生と入江参郎はこの天王寺を訪れ、その周辺環境について以下のように述べている。

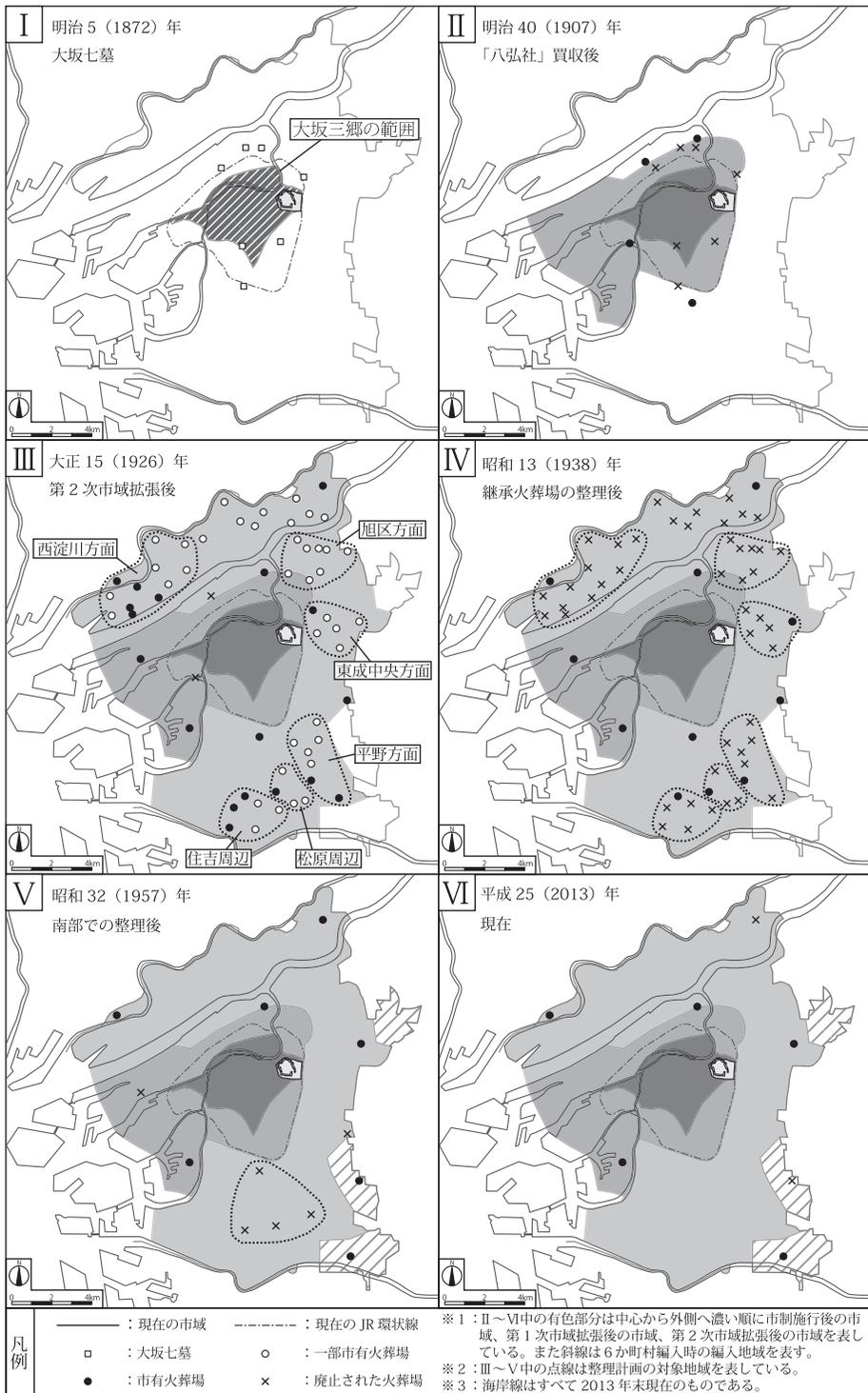
位置ハ天王寺停車場ヲ距ル南方大約五六町程ニシテ西ハ天下茶屋ノ丘阜ニ連リ土地高燥空気ノ流通極テ可良ナリ付近ニ送葬者休憩所等ヲ営業スル人家數軒存在スルノミニシテ他ノ人家ト稍々遠隔セリ²⁸⁾

当時火葬場付近で見られたのは火葬場利用者の休憩所等で、他の人家とは若干距離が



第3図 天王寺周辺地域の経年変化

※天王寺は1930年に「阿倍野」へと改称され、1943年に「南」と改称される。



第 5 図 大阪市域の火葬場の立地の変遷

その他は市域外縁部に立地している。要するに2次拡張以前は市有火葬場のほとんどが市域外で運営されていたが、拡張後そのほとんどは市域内に包含され、編入町村から継承した火葬場と合わせてようやく完全市域内での火葬場運営が始まったということである。

2次拡張後、こうした編入町村からの火葬場の継承と市域内での火葬場運営が必至であるとみていたのか、大阪市は1925年に「墓地火葬場整理計画案」（以下「整理案」と略。）なるものを案出している。その目次の一部には

一、整理ノ趣旨

(二) 新市域内ノ墓地火葬場併合整理

二、整理方法

(一) 火葬場ノ散布整理

(三) 整理の順位

とあるように火葬場整理に特化した項目が設けられている。「一、整理ノ趣旨」の本文には「新市域ノ墓地、火葬場ハ殆ト元大字毎ニ散在シ其ノ数頗ル多ク其ノ内整理見込ミノ市有及部落有…中略…火葬場ハ六十九箇所ヲ算ス」とあり、そうした状況は「衛生上並ニ風紀上遺憾アルハ勿論本市ノ発展ヲ阻害スヘキヲ以テ之ヲ適当ノ場所ニ併合整理スルハ蓋シ機宜ヲ得タル措置」であると記されている³¹⁾。

1926年1月の大阪市会では市南部の住吉地域に散在する火葬場の廃止を主旨とする議案³²⁾が提出されているが、この議案の提出に際して発せられた松本泰輔市会議員の語りに注目する。松本議員は市域を拡大した「大大阪」の地理と火葬場（および墓地）の位置について考えてみたところ、南部には天王寺、北部には長柄があるという事実に言及し、「是ハ現在市ノ中心ニ位致（ママ）シテ居ルノデ

アリマス、是ガ存置ハ都市発達ノ為ニドレダケ影響ヲ及ボスモノデアルカ…中略…近来社会ノ進化ニ連レマシテ余程此問題ガ喧シクナ」³³⁾ ということを述べ、人類愛というものが高声に叫ばれる社会において死屍をぞんざいに扱うことは人びとの「思想」にまで悪影響を及ぼすという内容の発言を行った。そして「近ク大阪市ニ於キマシテモ都市計画ガナリマシタ暁ニハ東洋ノマンチェスタートシテ其美ヲ世界ニ誇ルノデアリ」³⁴⁾、そのためには「都市トシテノ人格ヲタカメナケレバ真ニ都市ノ完成ヲナシタト云ハレナイ」³⁵⁾とまで語っている。

つまり「東洋のマンチェスター」としての都市大阪の矜持を実現・維持するためには、市民のあいだに相互愛や人類愛を欠かすことができず、それを善導する1つの手段として火葬場の改善が必要である。このような論理で大阪市の発展と火葬場の改善とを結び付けていたという事実を、当時の大阪市会議員の発言の中に見出すことができる。

III. 昭和期以降——社会的周縁性の顕在化と火葬場整理の本格化

1. 公人の発言にみる火葬場の社会的周縁性

1925年、大阪市は多くの接近町村を編入し（第2次市域拡張）、それと同時に編入町村にある既存の火葬場を継承した。継承した火葬場の整理計画に関して1926年に市南部の火葬場が廃止の対象とされたということは既に述べたが、昭和期に入っても市南部での整理統合は継続された。それはすなわち2次拡張で継承した住吉の設備を改善しその周囲の火葬場を統合するという³⁶⁾1930年3月末に千駄と遠里小野が廃止されている。

市南部で整理が実施されたこの頃、大阪市保健部清掃課の森本頼平による小論「葬儀所整理案に就て」が『大大阪 5月号』（1931年）に掲載された。その内容の一部を引用する。

火葬場の如きも今尚原始的な壙穴式のものが多く…中略…頗る非文化的のものであるから之を其の儘放置することは信教上の良俗を紊し、本市周田部の発展に一大障害をなすは勿論文化都市の面目問題と云はねばならぬ。要するに従来は恰も各家に便所がある如く臭くとも兎に角各部落に一個所を必要としたのであるが…³⁷⁾

もちろん森本氏のこの記述が大阪市の総意ではないが、大阪市の一公人が市内に多数存在する小規模な火葬場の現状を「非文化的」、「信教上の良俗」を乱すなどその現状を悪辣に評価している。加えて「便所」を引き合いに出しながら整理の必要性について述べる表現方法からは、明らかに火葬場を「迷惑施設視」する姿勢を読み取ることができる。さらに前出の松本議員と同じく火葬場が都市の発達、とりわけ「周田部の発展」を阻害するものであると考えている点は火葬場整理の必要性の根拠として一致している。

ここで上記の小論中にある具体的な計画案にも言及しておく。前章第3節でとり上げた1925年の「整理案」では第一期から第四期にわたる整理計画案が提示されており、ここでは城南、城北、千船での整理が「第二期計画」、住吉、平野での整理が「第三期計画」とされていた。しかし、森本氏の小論では城南・城北を「東成中央」、千船を「西淀川方面」、そして平野を「平野方面」と言い換えられている。その点を踏まえ昭和初期に行われた整

理の経過を表わしたのが第5-III・IV図である。

この3方面での火葬場整理は順次実施され、それに引き続き1936年9月末に市北東部（旭区方面）の一部市有火葬場8か所（野江・関目・森小路・南島・北清水・生江・赤川・友淵善源寺）の廃止を求める議案³⁸⁾が出されている。これらの火葬場が「設備極メテ不完全ニシテ衛生風紀上遺憾」³⁹⁾なものであるとして、その役割を長柄に移行することが明確な目的として挙げられている。市議会で当時の市保健部長の藤原九十郎は、「八火葬場ハ極メテ小サナ原始的ノモノデアリマシテ…中略…実ニ衛生上寒心ニ堪ヘナイモノ」で、さらに東成区と東淀川区方面で「衛生上及ビ保安上非常ニ悪イ」⁴⁰⁾小規模な火葬場を整理する必要があると発言している。

上記の発言に関連して長柄の近くに住む長尾議員は「吾々長柄ノ住民ハ長柄トイフ名称ニ非常ニ執着ヲ有ッテ居ルガ、他ハ長柄トイヘバ火葬場ヲ連想シ或ハ墓地ヲ連想スルトイフ悪イ場所ノ証拠デアルト云ッテ居ル、吾々住民トシテハ恟ニ心外ニ堪ヘナイ」⁴¹⁾（引用文中の下線強調は筆者による。以下同じ。）と語っている。そして、藤原九十郎保健部長、長尾議員のやり取りを受けて発された森野議員の次の言葉は火葬場の社会的周縁性を認識し、それをあからさまに表現した最たる例であると言える。

…人間ノ死ンダヤウナ山田ノ案山子ニ鳥獣モ嫌ガル如クニ、火葬場ガアルトイフコトハ、一種ノ不快ヲ感ズルトイフノガ人間ノ心理状態ニアルノデアリマス⁴²⁾

このように森野議員は火葬場を「人間ノ死ンダヤウナ山田ノ案山子」と表現しているが、

ここで再度触れるべきであるのは前節でとり上げた大阪市保健部清掃課の森本頼平による1931年の小論である。火葬場整理の必要性を説く中で、森本氏も「便所」を引き合いに出していた。1930年代、大阪市およびその職員、そして市議会議員が相次いで火葬場を「便所」や「案山子」などと表現していたことは、当時の公人らが火葬場を社会的周縁性を帯びた施設として認識していたことを示す決定的な証左であると言える。

2. 火葬場整理の終焉

臨海部の春日出は第二次世界大戦中の空襲によって全焼したため1948年10月に廃止され、また松原も付近の市街化や環境衛生上の観点から1950年4月に廃止される⁴³⁾。その後、1953年3月の大阪市会厚生委員会において勝田真人委員によって大阪市有火葬場に関する質疑がなされている。おおよそここでの勝田委員の問題提起を端緒として南（1930年「天王寺」から「阿倍野」へ改称し、さらに1943年に「南」へ改称）の廃止と瓜破の新設が本格的に議論の俎上にあげられる。

勝田委員の問題提起は、大阪市内の7か所の市営火葬場は「将来は4ヵ所にして、而も整備した立派なものにしたい」⁴⁴⁾ という話を守屋課長から承ったことを受け、松本清掃局長（以下「松本局長」と略。）にその点について意見を問うことに始まる。松本局長は「あちらこちらに7ヵ所の斎場が散らばっているので、これを東西南北に大体4、5ヵ所に纏めることは、私共従来より理想案として持って」⁴⁵⁾ いたと答えている。勝田委員と松本局長の意見交換のあとに井上茂治委員は南に関して次のように述べている。

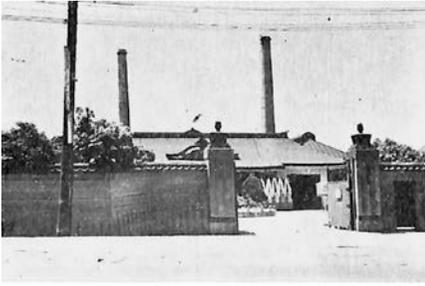
…阿倍野（の人々）は火葬場を気にしてい

るんです。同じような言葉でも宗右衛門町⁴⁶⁾ といえばいい感じがしますが、**阿倍野**という**と、焼き場をすぐ連想する**、そこで阿倍野は何とかこの火葬場をどっかえ（ママ）持って行ってほしいというのが、偽らぬ声ではないかと思います⁴⁷⁾。

奇しくも「連想」という言葉に関しては1936年の大阪市会で長尾議員により同様の発言がなされている。長尾議員は「長柄トイヘバ火葬場ヲ連想」されることを心外だと述べたが、無論ここで井上委員が言う「連想」も同じく肯定的な意味合でないことは明らかである。

1953年3月の段階では南の具体的な移転先は挙げられていないが、翌年3月17日の厚生委員会で「瓜破」の名前が初めて挙げられる。松本局長によると「瓜破の方ではぜひ一つ阿倍野火葬場をこちら（瓜破）へ持って」⁴⁸⁾（補足は筆者による。）来てほしいという要望があり、翌日にも同委員会において「瓜破の村長さんの話では瓜破の霊園に火葬場を持ってきてくれるように一つ骨を折ってくれ」⁴⁹⁾ という要望があったということを紹介している。

明治期前半から大阪市北部の北（1943年に「長柄」から改称）とともに大阪市における火葬事業の中樞を担い、南部一帯で大きな役割を果たしていた南であったが、「火炉及び火室の老朽が甚だしく全般的な大改造の必要に迫られ、そのうえ周辺地区は商店街であり、従来市民から移転の要望も強かった」⁵⁰⁾ ようである（第6図）。こうした状況に至ることでようやく市南部に所在する住吉、平野とともにその役割を市東南部の瓜破へと移行することになる。そして瓜破は瓜破霊園内に



南斎場

第6図 廃止前の南火葬場

※出典：『阿倍野区史』（川端直正編、阿倍野区市域編入三十周年記念事業委員会、1956）281頁。

て1957年3月に竣工し、火炉20基の「近代的公園式斎場」⁵¹⁾として新たに市南部の火葬事業を担う存在となった。

大阪市域における火葬場の新設、廃止、統合という一連の整理過程はこの瓜破の新設をもって終焉を迎えることとなった。瓜破の竣工後は北、小林、佃、鶴見、そして瓜破の5か所が大阪市有の火葬場としてその役割を果たしており、2013年末までの約50年間新設や廃止は行われていない。

IV. 結論——立地の変遷と認識の一貫性

1870年代前半から1960年代後半という約90年間を時間軸としたが、当初は大坂三郷、1889年の市制施行、1897年の第1次市域拡張を経てもなお大阪市有である火葬場の大半は市域外に配置されていた。そうした外縁部の火葬場は1925年の2次拡張によってようやく市域内に位置するようになるが、次なる段階として大阪市は編入町村の火葬場を継承することになった。そのため編入町村が所有していた膨大な小規模火葬場の整理が急務となり、地域と時期を区分して整理計画が立てられている。その中でも「整理案」の内容に

おおよそ従うかたちで着々と整理は進められ、編入町村から継承した火葬場の整理は戦前までに一旦落ち着きを見せた後、1957年の市南部での瓜破の建設をもって大阪市における火葬場整理は終焉を迎えた。

前章までで述べた火葬場整理の流れをごく簡潔にまとめると以上のようになるが、ここまで何度も繰り返してきたように、大阪市における火葬場の立地は市域周辺部への配置を目指すものであったと解釈することができる。北という例外が存在するものの大阪市が所有していた火葬場の立地の変遷を地図化した第5図を見ても、大阪市には市域周辺部に配置しようとする一貫した企図があったと推測することが可能である。

そしてまた市域周辺部への配置が積極的に進められたことから浮かび上がった火葬場に対する眼差しがある。それは火葬場やその整理に関連する様々な語りにもみられ、火葬場の社会的周縁性を意図的に強調する発言も確認することができた。明治期の新聞記事では既に臭気や臭煙に対する苦情が取り上げられており、一連の整理が本格化する大正後期から昭和初期にかけては“衛生風紀上遺憾”という言葉が常套句のように用いられ、加えて“都市の発展を阻害する”ということを根拠に整理の必要性を説く語りが数多く見受けられた。公人でありながら火葬場を「便所」や「鞍山子」に喩える内容の発言もあり、「東洋のマンチェスター」としての矜持を実現するために火葬場の整理が必要であると説く発言も確認することができた。

火葬場整理に関連して公人から発せられた語りは火葬場への社会的周縁性の付与を象徴するものであり、それが立地という空間的位置関係に反映されてきたのであるが、大阪市

は市制施行以来、火葬場を全廃したことはなかった。つまり、火葬場の社会的周縁性を帯びた施設という一面と、都市生活を成立させる上で自らの行政区域内で一定数保有しておく必要があるという不可欠性と、板挟みに合いながら、市域周辺部への配置というかたちで事態に対処してきたのだと結論づけることができる。

以上から明治期以降の大阪市における火葬場の立地に関しては、主として公人らの語りにみられたような火葬場に付与された社会的周縁性の存在を強調する一貫した認識のもとで、市域周辺部への配置という一定の論理を保持しつつ市域や市街地の拡大に合わせて新設と廃止を繰り返しながら徐々に整理されていったと要約することができる。

V. おわりに

本稿の第Ⅱ章から第Ⅳ章までの議論で、近代期以降の大阪市の火葬場は、都市に欠かせぬ施設、社会的周縁性、市域周辺部への配置、この3つのキーワードにより語られ得るということを述べた。しかし留意すべき点として対象地域と年代を大阪市と明治期以降と限定したということは、導かれた知見や結論にもその限定的な側面が多分に反映されるということの意味している。すなわち、今回筆者が大阪市域の火葬場から抽出した3点の特徴は必ずしも他地域の火葬場に見出すことができるわけではない。また今回は紙幅と参照した史資料の関係上、各火葬場の個別の廃止理由や新設地を決定する政治的議論を断片的にし、提示することができなかつた。

今後は上記の点を踏まえた上で異なる地域と年代を対象として設定し、特に都市空間内

に位置する火葬場の詳細な改廃史の編述、そしてさらに都市に欠かせぬ施設、社会的周縁性、市域周辺部への配置という大阪市域の火葬場の特徴と比較する研究事例の登場が待たれる。

〔付記〕本稿は2014年度に立命館大学文学部人文学科地理学専攻に提出した卒業論文および立命館地理学会大会2015年度大会(2015年11月28日)において発表したものの一部に大幅に加筆・修正したものである。

注

- 1) 厚生労働省の「平成24年度 衛生行政報告例」中の統計表「埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数、都道府県—指定都市—中核市(再掲)別」を参考とした。
- 2) 水内俊雄・加藤政洋・大城直樹『モダン都市の系譜 地図から読み解く社会と空間』、ナカニシヤ出版、2008、34頁より引用。近世大阪の城下町下で社会的・空間的周縁性を有した場所としては、新地、芝居小屋、木賃宿街、墓地、刑場、被差別部落などが挙げられている。
- 3) 本研究でとり上げている火葬場は、そのほとんどが所在地の(旧)町村名を名称として冠している。その点を踏まえ、本文中の火葬場の名称は特に注記がない限り「○○火葬場」の「火葬場」の部分を割愛して表記している(例:「長柄火葬場」→「長柄」)。
- 4) ①浅香勝輔・八木沢壮一『火葬場』、大明堂、1983。②八木沢壮一・浅香勝輔「守旧的火葬場と改進的火葬場の対照」、生活文化史26、1994年、37-51頁。
- 5) ①浅香勝輔「火葬場の建て替え・移転の実態に関する研究」、都市計画論文集26-B、1991、655-660頁。②浅香勝輔「環境変化と都市型火葬場」、歴史地理学167、1994、42-64頁。③宇於崎勝也・浅香勝輔「都市における火葬場の整備に関する研究—政令指定都市の現状分析を通して—」、都市計画論文集31、1996、733-738頁。④浅香勝輔「現在の大阪市域の火葬場」、大阪春秋97、1999、94-102頁。⑤浅香勝輔「火葬場の跡地考」、生活文化史39、2001、39-51頁。⑥西村克美・浅香勝輔「健康都市と火葬場創設の一次資料—京都府宇治市の施設形成史—」、生活文化史54、2008、34-45頁。⑦勝山宏則・浅香勝輔「阪神間の火葬場」、生活文化史56、2009、3-34頁。

- 6) ①浅香勝輔・小林慶太「旧・伝染病隔離病棟と火葬場」、生活文化史 47、2005、3-16 頁。②浅香勝輔「近代百年の結核史と火葬場」、生活文化史 50、2006、21-41 頁。
- 7) 浅香勝輔「瀬戸内の火葬場」、生活文化史 43、2003、3-14 頁。
- 8) 近藤功行「沖繩の火葬場—死・人間・環境—」、沖繩地理 3、1991、21-41 頁。
- 9) 内田九州男「大坂三郷の成立—市街地の形成を中心として—」、大阪の歴史 7、1982、38 頁。
- 10) 浅香勝輔「近世の大坂七墓」、大阪春秋 96、1999a、119 頁。
- 11) 大坂七墓については前掲 10) に詳しい。
- 12) 前掲 2) 17-34 頁。
- 13) 八木澤壯一「日本火葬施設事情考」、建築雑誌 92、1977、15 頁。
- 14) 新谷尚紀、関沢まゆみ編『民俗小辞典 死と葬送』、吉川弘文館、2005、125 頁。
- 15) ①森本頼平「住友家と火葬場」、大大阪 9-11、1933、132 頁。②川端直正編『阿倍野区史』、阿倍野区区域編入三十周年記念事業委員会、1956、279 頁。
- 16) 『朝日新聞』、1879 年 4 月 5 日。
- 17) 『朝日新聞』、1880 年 5 月 14 日。
- 18) 『朝日新聞』、1879 年 6 月 27 日。
- 19) 『朝日新聞』、1880 年 5 月 16 日。
- 20) 大阪市『明治大正大阪市史 第一巻 概説篇』、日本評論社、1934、59-60 頁。
- 21) 大阪市環境事業局編『事業概要 平成 12 年度』、大阪市環境事業局、2000、144 頁。
- 22) 大阪市役所衛生課『大阪市衛生施設概要 大正 12 年 3 月編』、大阪市役所衛生課、1923、105 頁。
- 23) 前掲 22)。
- 24) 大阪市会編「明治 45 年 3 月 大阪市会会議録 第 3 号」、大阪市の会、1912、109 頁より引用。
- 25) 前掲 24) 110 頁より引用。
- 26) 前掲 22)。
- 27) 岡島松次郎『大阪市政の将来』、同志協会、1909、18 頁より引用。
- 28) 大阪府立高等医学校本科 4 年級編『衛生視察記』、大阪府立高等学校校友会、1906、86 頁より引用。
- 29) 前掲 20) 60-61 頁。
- 30) 大阪市役所保健部『大阪市保健施設概要 昭和 3 年 1 月編』、大阪市役所保健部、1928、81-82 頁より引用。
- 31) 大阪市立公文書館所蔵『墓地火葬場整理重要綴 明治 40 年～昭和 9 年』所収の小冊子。
- 32) 大阪市の会において 1926 年 1 月 23 日に提出された議案第 17 号。
- 33) 大阪市の会編「大阪市の会会議録 大正 15 年 1 月 28 日」、大阪市の会、1926、107-108 頁より引用。
- 34) 前掲 33) 108 頁より引用。
- 35) 前掲 34)。
- 36) 前掲 21) 145 頁。
- 37) 森本頼平「葬儀所整理案に就て」、大大阪 7-5、1931、53 頁より引用。
- 38) 大阪市の会において 1936 年 9 月 26 日に提出された議案第 139 号。
- 39) 大阪市の会編「大阪市の会会議録 昭和 11 年 9 月 29 日」、大阪市の会、1936、32 頁より引用。
- 40) 前掲 39) 38-42 頁より引用。
- 41) 前掲 39) 35 頁より引用。
- 42) 前掲 39) 40 頁より引用。
- 43) 前掲 21) 146 頁。
- 44) 大阪市の会編「昭和 28 年度通常予算に関する大阪市の会常任委員会会議録」、大阪市の会、1953、542 頁より引用。
- 45) 前掲 44) 543 頁より引用。
- 46) 大阪市の中央区に位置する大阪を代表する繁華街。
- 47) 前掲 44) 555 頁より引用。
- 48) 大阪市の会編「昭和 29 年度通常予算に関する大阪市の会常任委員会会議録」、大阪市の会、1954、462 頁より引用。
- 49) 前掲 48) 475 頁より引用。
- 50) 大阪市の清掃局『事業概要 昭和 33 年度』、大阪市の清掃局、1958、26 頁より引用。
- 51) 前掲 50)。